

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年1月12日

【四半期会計期間】 第60期第3四半期(自平成28年9月1日至平成28年11月30日)

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰貴

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号リバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 グループ企画室長 松尾 俊幸

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号リバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 グループ企画室長 松尾 俊幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第59期 第3四半期 連結累計期間	第60期 第3四半期 連結累計期間	第59期
会計期間		自 平成27年3月1日 至 平成27年11月30日	自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日	自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日
売上高	(百万円)	138,623	140,616	185,738
経常利益	(百万円)	1,377	1,807	2,345
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	184	1,688	837
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	662	12	40
純資産額	(百万円)	57,073	56,671	57,733
総資産額	(百万円)	115,320	118,024	111,292
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	2.90	26.17	13.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	49.3	47.6	51.7

回次		第59期 第3四半期 連結会計期間	第60期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日	自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()	(円)	7.42	1.78

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。
- 5 第59期において、吉野家(中国)投資有限公司は平成27年6月9日の新規設立に伴い、新たに連結の範囲に含めております。
- 6 第59期において、深圳吉野家快餐有限公司は重要性が増したため、持分法の適用範囲に含めております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当社グループでは、10年先を見据えた長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現を目指し、当期より「新3カ年中期経営計画」を始動いたしました。当期を含むファーストステージの3年間は、セカンドステージ以降における成長のシーズを生み出す3年間と位置付け、「ひと・健康・テクノロジー」をキーワードに、「飲食業の再定義」を目指し、これまでの飲食業になかった新しい価値創造にチャレンジしていきます。当期は、まず既存事業の収益性改善に向け、各セグメントにおいて新商品開発、店舗オペレーション改善、新たなマーケティング手法の導入等を行ってまいります。また、国内において、はなまるを中心とした出店による成長・規模拡大を進めております。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年11月30日まで)の連結業績は、連結売上高が1,406億16百万円(前年同期比1.4%増)、連結営業利益は12億1百万円(前年同期比41.4%増)、連結経常利益は18億7百万円(前年同期比31.2%増)、旧本社事務所譲渡による固定資産売却益を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は16億88百万円(前年同期比815.2%増)となりました。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

[吉野家]

売上高は、730億16百万円と、対前年同期比2.2%の増収となりました。

増収の主な要因は、4月に「豚丼」を復活販売し、5月には「吉呑み」の店舗を拡大したこと、10月には初めての大規模コラボレーション企画として「スーパーフライデー」キャンペーンを実施し、今までご利用機会のなかったお客様に大勢ご利用いただいたこと、また11月には冬の定番商品として、半日分の野菜が摂れる「牛すき鍋膳」とともに、地域限定メニューとして地域特性を活かした5種類の「ご当地鍋」を販売しご好評をいただいたことによります。引き続き、品質にこだわり、お客様にご支持いただける商品の開発に努めてまいります。

長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」実現の一環として、新しいサービススタイルの検証を開始し、店舗の改装、スマートフォンによる「デジタルボトルキープサービス」の導入を進めました。前期末に全店導入したTポイントを活用したお客様の動向分析とあわせて、お客様のニーズにお応えしてまいります。また従業員の労働環境については、ロボット技術の導入による作業負荷の軽減、動画を利用した教育評価システムの導入など、様々な取り組みを開始しております。セグメント利益は、増収および売上原価低減により、29億1百万円と、対前年同期比38.8%の増益となりました。同期間の店舗数は31店舗を出店し、15店舗を閉鎖した結果、1,204店舗となりました。

[はなまる]

売上高は、178億86百万円と、対前年同期比12.0%の増収となりました。

増収の主な要因は、積極的な出店に伴う店舗数の増加によりです。駅前や駅ナカなどへの新立地及びショッピングセンター内への出店を引き続き進めてまいります。季節商品として、6月にとろろと海鮮松前漬けを組み合わせた「海鮮松前ぶっかけ」、8月には涼感を感じていただける冷たい出汁にオクラと針生姜を入れた「はなまる冷だしうどん」を販売いたしました。10月には、昨年ご好評をいただきました「酸辣湯うどん」「鶏とトマトの酸辣湯うどん」「明太生姜玉子あんかけ」を販売いたしました。また、全店規模の大型販売促進として、うどんをご注文いただいたお客様に期間中毎日天ぷらが1品無料となる「天ぷら定期券」企画を実施したことにより、客数について10月以降回復基調となりました。しかしながら、9ヶ月累計の既存店売上高が前年未達となったことや、出店増に伴う販管費増などから、セグメント利益は8億7百万円と、対前年同期比17.2%の減益となりました。同期間の店舗数は39店舗を出店し、7店舗を閉鎖した結果、422店舗となりました。

[アークミール]

売上高は、170億68百万円と、対前年同期比6.1%の減収となりました。

上期は、「ステーキのどん」においては、ポリウムを訴求した新商品「3代目横綱ハンバーグ」の販売を開始し、同時にハンバーグ200gのおかわり無料キャンペーンや、ステーキ食べ放題キャンペーン等を実施し、お客様からご好評いただきました。また、「どん亭」においては、季節限定商品「牛たんしゃぶしゃぶ」「うな重」を販売し、「フォルクス」においては、数量限定で約2ポンドの「プレミアムボーンステーキ」を販売し、「どん亭」と「フォルクス」においては、8月から10分100円飲み放題キャンペーンも実施いたしました。下期は、10月からは「フォルクス」では初の試みとなる「ステーキの食べ放題」をスタートし、「ステーキのどん」についても半期に一度開催から毎月開催に変更して、各店舗、各月一度の「ステーキ食べ放題イベント」を開催しました。また、「どん亭」においては、店舗限定マグロの解体ショー、季節限定商品「みぞれだししゃぶしゃぶ」を販売しました。しかしながら、しゃぶしゃぶ業態における競争の激化による「どん亭」の客数減少の影響等で減収となり、セグメント損失は99百万円と、前年同期に対し、40百万円の減益となりました。同期間の店舗数は2店舗を閉鎖した結果、184店舗となりました。

[京樽]

売上高は、189億16百万円と、対前年同期比2.5%の増収となりました。

増収の主な要因は、ご好評をいただいている「中巻セール」「まぐろ頭肉フェア」「(赤皿)99円セール」等を効果的に実施したこと等によりです。また、回転鮮業態では、野菜と鮮魚を合わせた商品の取組みや、産地指定した旬の食材を用いた商品を販売するなど差別化を図りました。しかしながら、当期より出店を加速させている海鮮三崎港を17店出店したことによる出店費用の増加等により、セグメント損失は63百万円と、前年同期に対し、1億97百万円の減益となりました。同期間の店舗数は21店舗を出店し、9店舗を閉鎖した結果、327店舗となりました。

[海外]

売上高は、123億39百万円と、対前年同期比6.9%の減収となりました。

米国や中国においては、既存店売上高が好調に推移しているものの、当期の円高の影響により減収となりました。しかしながら、米国において食材価格が低下したこと等から、セグメント利益は9億11百万円と、対前年同期比68.5%の増益となりました。同期間の店舗数は67店舗を出店し、24店舗を閉鎖した結果、718店舗となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ67億32百万円増加し、1,180億24百万円となりました。これは主として、現金及び預金が38億95百万円、受取手形及び売掛金が15億32百万円増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ77億94百万円増加し、613億52百万円となりました。これは主として、長期借入金が増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ10億62百万円減少し、566億71百万円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末比で4.0ポイント減少し47.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、株主の皆様にご中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現に資するものであると考えております。

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、国や地域を越えた世界中の人々のために企業活動を行い、『For the People すべては人々のために』を経営理念としております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様および従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

また、当社グループは、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を中長期的な課題としております。

既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しております。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ります。こうした「革新」を「飲食業の再定義」と名付け、グループ全体の成長テーマとして取り組んでまいります。

今後は、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。すでにグループ間での人事交流は活発化しており、グループ商品本部による仕入れの共通化やグループ管理本部の設置もいたしました。この他、海外各地域における現地経営体制の確立および現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速してまいります。

また、「飲食業の再定義」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行ってまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、主に外食に関わる事業を展開しておりますが、当社グループの経営理念である『For the People すべては人々のために』には、企業活動を通じて国や地域を越えた世界中の人々のために貢献し、かけがえのない存在になりたいという強い思いが込められており、企業は社会の公器として永続的に事業価値を高め、社会の構成員として世の中に貢献し続けていくことが重要であると考えております。

それを具現化するための事業活動の指針となる6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を当社グループ各社の役員・従業員が行動指針として共有し実践していくことで、ステークホルダーの期待に応え、信頼される企業となるべく取り組んでまいります。

そのために、株主の皆様をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成されており、毎月1回開催され、必要に応じて随時開催しております。その他重要事項に関し、経営判断を補完する目的で、定期的に各種経営会議を開催し、必要に応じて委員会・プロジェクト等を随時開催する等、活発な議論や意見交換が行われております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成されており、毎月1回開催されております。監査役は毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。また、当社は、監督機能と執行機能の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、各事業会社における意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については、グループ戦略会議、業務進捗報告会、コミットメント会議等において、審議・検討を行い、取締役会がこれを監督いたしております。

このような企業統治の体制において、当社の保有する経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることにより、当社及び当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させるものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ. 株式の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年5月22日開催の第57期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者、又はこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ．本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提出していただきます。
- ・当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ・取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- ・独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ・買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- ・本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

ハ．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成26年5月22日開催の第57期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更、又はこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要なと認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、又は変更された場合には、当該廃止、又は変更の事実、及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

前記 および の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年1月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,129,558	65,129,558	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	65,129,558	65,129,558		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年9月1日～ 平成28年11月30日		65,129,558		10,265		12,855

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成28年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 603,200		
	(相互保有株式) 普通株式 12,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,307,300	643,073	
単元未満株式	普通株式 206,958		
発行済株式総数	65,129,558		
総株主の議決権		643,073	

【自己株式等】

平成28年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株吉野家ホールディングス	東京都中央区日本橋 箱崎町3番2号	603,200		603,200	0.93
(相互保有株式) 日東工営株式会社	東京都新宿区西新宿 7丁目5-2	12,100		12,100	0.02
計		615,300		615,300	0.94

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,287	25,182
受取手形及び売掛金	3,362	4,895
商品及び製品	4,387	3,574
仕掛品	22	49
原材料及び貯蔵品	4,430	4,224
その他	3,496	3,931
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	36,984	41,856
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	28,008	28,882
その他（純額）	16,513	16,751
有形固定資産合計	44,521	45,633
無形固定資産		
のれん	1,055	1,597
その他	2,012	2,222
無形固定資産合計	3,067	3,820
投資その他の資産		
投資有価証券	4,278	4,056
差入保証金	15,189	15,527
繰延税金資産	1,622	1,574
その他	5,795	5,755
貸倒引当金	167	200
投資その他の資産合計	26,717	26,713
固定資産合計	74,307	76,167
資産合計	111,292	118,024

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,741	5,611
短期借入金	5,224	5,278
1年内償還予定の社債	-	750
1年内返済予定の長期借入金	7,665	7,857
リース債務	863	987
未払法人税等	551	514
賞与引当金	1,334	943
役員賞与引当金	79	51
株主優待引当金	292	531
資産除去債務	24	8
その他	9,785	12,025
流動負債合計	31,563	34,561
固定負債		
社債	750	-
長期借入金	14,477	19,757
リース債務	2,350	2,663
退職給付に係る負債	631	625
資産除去債務	2,454	2,592
その他	1,330	1,152
固定負債合計	21,994	26,791
負債合計	53,558	61,352
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,560	11,551
利益剰余金	38,077	38,476
自己株式	741	743
株主資本合計	59,162	59,549
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3	1
為替換算調整勘定	1,650	3,325
退職給付に係る調整累計額	14	11
その他の包括利益累計額合計	1,669	3,335
非支配株主持分	240	457
純資産合計	57,733	56,671
負債純資産合計	111,292	118,024

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)
売上高	138,623	140,616
売上原価	53,035	50,712
売上総利益	85,587	89,904
販売費及び一般管理費	84,738	88,702
営業利益	849	1,201
営業外収益		
受取利息	33	80
受取配当金	220	183
賃貸収入	267	259
持分法による投資利益	70	150
雑収入	464	475
営業外収益合計	1,056	1,148
営業外費用		
支払利息	213	188
賃貸費用	196	184
雑損失	117	169
営業外費用合計	527	542
経常利益	1,377	1,807
特別利益		
固定資産売却益	4	1,485
特別利益合計	4	1,485
特別損失		
減損損失	427	238
契約解約損	41	19
災害による損失	-	24
特別損失合計	468	282
税金等調整前四半期純利益	914	3,010
法人税、住民税及び事業税	1,346	1,539
法人税等調整額	615	217
法人税等合計	730	1,321
四半期純利益	183	1,689
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	184	1,688

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)
四半期純利益	183	1,689
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	4
為替換算調整勘定	124	1,311
退職給付に係る調整額	36	3
持分法適用会社に対する持分相当額	760	398
その他の包括利益合計	846	1,701
四半期包括利益	662	12
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	653	22
非支配株主に係る四半期包括利益	8	34

【注記事項】

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ43百万円増加しております。

(追加情報)

(連結財務諸表に関する会計基準等の適用)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成29年3月1日に開始する連結会計年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.1%から、平成30年2月期及び平成31年2月期に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成32年2月期以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が27百万円減少し、法人税等調整額が27百万円増加しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年3月1日 至 平成27年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)
減価償却費	3,975百万円	4,333百万円
のれんの償却額	165 "	172 "

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年3月1日 至 平成27年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月21日 定時株主総会	普通株式	633	10	平成27年2月28日	平成27年5月22日	利益剰余金
平成27年10月7日 取締役会	普通株式	633	10	平成27年8月31日	平成27年11月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月19日 定時株主総会	普通株式	645	10	平成28年2月29日	平成28年5月20日	利益剰余金
平成28年10月7日 取締役会	普通株式	645	10	平成28年8月31日	平成28年11月8日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成27年3月1日 至 平成27年11月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	吉野家	はなまる	アーク ミール	京樽	海外	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	70,697	15,848	18,171	18,330	13,257	136,306	2,317	138,623		138,623
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	720	120	0	115		957	310	1,268	1,268	
計	71,418	15,968	18,171	18,446	13,257	137,263	2,628	139,891	1,268	138,623
セグメント利益 又は損失()	2,090	975	58	134	541	3,682	132	3,549	2,699	849

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社6社を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 2,699百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
2,736百万円、セグメント間取引消去150百万円、及びのれんの償却額 114百万円が含まれております。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成28年3月1日 至 平成28年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	吉野家	はなまる	アーク ミール	京樽	海外	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	72,299	17,690	17,048	18,796	12,339	138,174	2,442	140,616		140,616
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	716	195	19	119		1,052	434	1,486	1,486	
計	73,016	17,886	17,068	18,916	12,339	139,226	2,876	142,102	1,486	140,616
セグメント利益 又は損失()	2,901	807	99	63	911	4,458	4	4,463	3,261	1,201

- (注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社7社を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失()の調整額 3,261百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
3,275百万円、セグメント間取引消去134百万円及びのれんの償却額 120百万円が含まれております。
3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの区分方法の変更)

前連結会計年度末に、当社グループ内の管理区分の見直しを行ったことにより、従来「はなまる」に属して
おりました花丸餐飲管理と花楽商貿を「海外」セグメントの区分に変更しております。

なお、当第3四半期連結累計期間の比較情報として開示した前第3四半期連結累計期間のセグメント情報に
ついては、変更後の報告セグメントにより作成しており、前連結会計年度の第3四半期連結累計期間に開示し
た報告セグメントとの間に相違が見られます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	2.90円	26.17円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	184	1,688
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	184	1,688
普通株式の期中平均株式数(株)	63,732,449	64,523,048

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第60期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）中間配当については、平成28年10月7日開催の取締役会において、平成28年8月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	645百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成28年11月8日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 1月 6日

株式会社吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 野	満 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藤	武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年9月1日から平成28年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の平成28年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。